

広島地区国道2号沿道環境社会実験協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、広島地区国道2号沿道環境社会実験協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国道2号における沿道環境改善のため、山陽自動車道、広島岩国道路の通行料金の割引等を実験として実施するとともに、その効果を検証、評価することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会実験の企画・運営
- (2) 社会実験効果測定調査
- (3) 広報活動
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員により構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を総括し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が必要に応じ開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島国道事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この規約は、平成16年10月29日から施行する。